

内務省
 外務省
 警務課長
 警保局長
 總務長官
 臺灣課長
 外務大臣
 警務課長
 警保局長
 總務長官
 臺灣課長
 外務大臣

榮

内務省
 外務省
 警務課長
 警保局長
 總務長官
 臺灣課長
 外務大臣

三月十三日
 三月十七日

警務課長
 警保局長

大臣

總務長官
 臺灣課長

總務長官
 臺灣課長

独逸國并埃洪國海軍將校ニ於テ炎熱
 地方ニ公式訪問ヲ為ス場合ニ於ケル服
 装ニ件ニ通牒

外務大臣

右前例ニ有之為念廳府縣長官臺灣總
 督府民政長官、通牒可相成歟

令

案

獨逸國并澳洪海軍武官ノ炎熱地方ニ於ケル公式訪問等之節著用スヘキ服制之件ニ付別紙字之通外務大臣ヨリ通報有之其條為御心得及通牒置矣也

年月日

警保局長

臺灣課長 (局長官宛)

廳府縣長官臺灣民政長官宛

各通

送第...号

獨逸國皇陛下ノ海軍將校ニ於テ炎熱地方ニ於テ訪問ノ為ニ各該將校ノ衣服着裝等點節帶敷等ノ類ヲ佩用得可クトシ命之ルニ趣在東京海軍大臣ヨリ通報有之其條為御心得及通牒置矣也又外國官署訪問ノ為ニ獨逸國海軍武官亦外國官署訪問ノ為ニ獨逸國海軍武官ノ衣服着裝等點節帶敷等ノ類ヲ佩用得可クトシ命之ルニ趣在東京海軍大臣ヨリ通報有之其條為御心得及通牒置矣也又外國官署訪問ノ為ニ獨逸國海軍武官亦外國官署訪問ノ為ニ獨逸國海軍武官ノ衣服着裝等點節帶敷等ノ類ヲ佩用得可クトシ命之ルニ趣在東京海軍大臣ヨリ通報有之其條為御心得及通牒置矣也

明治三十一年三月三日

外務大臣 陸奥宗光

内務大臣 野田 浩

別紙
譯文

以書諭該處三條... 皇太后... 勅令... 獨逸帝... 勸務中及勸務外時... 依此... 閣下... 敬啟其

千九百二十二年二月十三日東京... 獨逸海國公使... 閣下

獨逸海國公使... 閣下

譯文

勅令千九百二十二年十月十日發布... 獨逸海國皇帝陛下... 依此... 閣下... 敬啟其

勸務中及勸務外時... 依此... 閣下... 敬啟其

陸上... 本國... 勸務中及勸務外時... 依此... 閣下... 敬啟其

外... 勸務中及勸務外時... 依此... 閣下... 敬啟其

以上規定千九百二十二年一月一日... 有勸... 閣下... 敬啟其

但、海軍海軍各屬に本令發布より起算して前年同標本通りを以て
服を着用スルコトヲ得

茲に特に注意スルハ、裝飾紐、帶用ハ全ク白色短衣ヲ着用スルコトヲ限リ先
許シテ又陸上迄テ白色短衣ヲ着用スルコトニ關スルハ、規定ニ專ラ新規ニ
期制服ニ對シ適用セラレムコトニ事ナリトス

海軍海軍各屬に本令發布より起算して前年同標本通りを以て
服を着用スルコトヲ得

海軍大將男爵 フオン、スパン

0

精甲和ニ七強

有美性若色料並ニ娯妓健康診査
上取締之儀ニ付廣島島ト照西渡之要
領者以参考考此所及以通所也
此所ニ十六年四月ハハ

由指省衛生局長森田茂吉

廣島縣知事

一、有美性若色料取締規則第四條ニ掲ケ
アル化粧品、内ニ坊間ニ販賣セラルコトアル
白髮漆粉ニテ包合セルヤ否果シテ之ヲ包合